

政治資金監査の方法の変更に係る論点整理

1 問題意識

【政治資金規正法における監査事項】

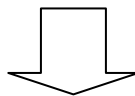
- 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
- 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等に基づいて支出の状況が表示されていること。

【政治資金監査の基本的性格】

- 政治資金監査は、政治資金規正法及び政治資金監査マニュアルに従って、国会議員関係政治団体が管理すべき会計帳簿等の書類が保存されているかどうか、それらの書面の記載が整合的かどうかを外形的・定型的に確認する業務である。
- 政治資金監査報告書は、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について、意見表明を求めるものではない。

【一般商慣習における証憑の政治資金監査での活用】

- 請求書、納品書、利用代金明細書など一般商慣習において発行される書面については、(支出を証する書面ではないが、)領収書等と併せることで、支出の状況を確認できる場合は、政治資金監査においても活用することができるのではないかとの意見が、登録政治資金監査人より寄せられている。



これらを踏まえ、

- ・ 政治資金規正法上の領収書等の徴収義務（3事項の記載漏れ）
- ・ 会計帳簿の記載義務（支出を受けた者の住所の記載漏れ）

の違反について、政治資金監査でどのように扱うべきか。

2 検討

(1) 政治資金規正法上の領収書等の徴収義務（3事項の記載漏れ等）

【現行】

<政治資金監査マニュアル>

- 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認する。
- 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求める。

- 領収書等に、支出の「目的」、「金額」及び「年月日」の3事項が記載されているかを確認する。
- 3事項に欠ける領収書等があった場合には、その旨を指摘するとともに、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、3事項を具備した領収書等を備えるよう求める。

<政治資金適正化委員会の見解>

- 備えるよう求めても、なお、3事項を記載した領収書等がない場合は、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める。
- 支出の目的が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等に該当しない領収書等が存在する支出については、発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、領収書等亡失等一覧表に記載を求めないこととする。

【論点】

- 3事項が記載されていない領収書等については、発行者情報を含む領収書等の記載事項を会計帳簿の記載事項と突合して支出の状況を確認することに加え、領収書等の記載事項と会計責任者等から示された当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と突合して支出の状況を確認することも可能としてはどうか。

なお、支出の状況を確認できた場合は、領収書等亡失等一覧表に記載を求めないこととしてはどうか。

<登録政治資金監査人へのアンケートにおける意見（実務上の問題）>

- 支出の目的の記載されていない領収書等で、請求書により内容が確認できる場合であっても、領収書等として扱うことができないこと。
- 領収書等の3事項のうち1事項でも欠けていれば亡失と同等の扱いとして領収書等亡失等一覧表に記載しなければならず、登録政治資金監査人の裁量により、現実に即した判断ができないこと。
- 領収書等の支出の目的について、すべて追記、再発行を依頼したため、揃うまでに相当の時間を要し、後から再発行等を依頼するのは大変無駄な行為であるにもかかわらず、柔軟な取扱いができないこと。

<その他>

- 商慣習上、支出の目的が記載されていない領収書も想定され、政治資金規正法上の「領収書等」との齟齬が生じている。
- 国会議員関係政治団体以外の者が発行する請求書や納品書で確認した方が、領収書等の追記・再発行や亡失処理よりも、政治資金監査として支出の状況の適切なチェックになるのではないか。
- 領収書等の再発行を求めることによる政治団体の負担を考慮。

【改定案】（具体的な新旧は別紙のとおり）

3事項が記載されていない領収書等については、発行者情報を含む領収書等の記載事項を会計帳簿の記載事項と突合して支出の状況を確認することや、領収書等の記載事項と会計責任者等から示された当該領収書等に係る請求書等の記載事項とを併せて会計帳簿の記載事項と突合して支出の状況を確認することも可能とする。

なお、確認できれば、領収書等亡失等一覧表への記載は求めない。

<領収書等に対する書面監査>

- 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認する。
- 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等が存在せず、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の支出に限る。）については、領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任

者に求める。

- 領収書等に、支出の「目的」、「金額」及び「年月日」の3事項が記載されているかを確認する。
- 3事項に欠ける領収書等があった場合には、その旨を指摘する。

- 3事項に欠ける領収書等があった場合については、発行者情報を含む領収書等の記載事項や、当該領収書等に係る支出の内容を示す書類（請求書等）が会計責任者等から示された場合には当該書類の記載事項を併せて、当該領収書等に係る支出の会計帳簿の記載事項と整合的であるかどうか確認する。
- 整合がとれていない場合は、書面監査により支出の状況を確認できないものとして、当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求める。
なお、3事項に欠ける領収書等があった旨の指摘を受けて、会計責任者が領収者等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなどして、3事項が記載された領収書等を備えた場合は、上記の取扱いは必要ない。

【検討事項】

- 政治資金規正法上の領収書等を備えていない場合は、政治資金監査報告書に記載する必要はないか。

(案1)

政治資金監査報告書は、政治資金監査マニュアルに基づき実施した政治資金監査の結果を記載するものであり、支出の状況が確認できた場合は、政治資金規正法上の領収書等ではない旨等の指摘だけで足り、備えていないことを政治資金監査報告書に記載する必要はない。

(案2)

政治資金規正法上の「領収書等」は、同法の規定上、徴収義務が課せられているものであることから、政治資金監査上、支出の状況が確認できたとしても、備えていないことを、政治資金監査報告書に記載する必要がある。

○ 領収書等亡失等一覧表は、どのような支出の一覧表か。

(案 1)

政治資金監査マニュアルにおいて示された方法により書面監査を行い、政治資金監査マニュアルに示した支出の状況を確認できる書類が存在しない支出の一覧表である（人件費に関しては、源泉徴収簿又は賃金台帳があれば、領収書等が存在しなくても領収書等亡失等一覧表に記載しない扱いとなっている。）。

(案 2)

領収書等亡失等一覧表は、政治資金規正法上の領収書等、法律で徴収や作成が義務付けられている書面が存在しない支出の一覧表である。

○ 当該領収書等に係る支出の内容を示す書類（請求書等）とは、具体的に何を指すか。

→ 当該領収書等に記載された支出に係る請求書、納品書、見積書、利用代金明細書、クレジットカードの月次利用明細書等、一般的な商慣習上、当該支出に関して発行される書面をいう。

(2) 会計帳簿の記載義務（支出を受けた者の住所の記載漏れ）

【現行】

- 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認する。
- 会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認する。
- 会計帳簿に記載不備がある場合は、その旨を政治資金監査報告書に記載する。

【論点】

- 政治資金監査における会計帳簿の住所の確認は、架空の支出を計上させないためのものと考えられるが、徴収義務が課せられている領収書等及び当該支出に係る請求書等の関係書類に記載された当該支出の住所を確認することは、国会議員関係政治団体が作成する会計帳簿に記載された住所を確認することと同じ効果が期待できるのではないか。

したがって、会計帳簿の住所に記載不備があった場合は、国会議員関係政治団体が保管する当該支出に係る領収書等の関係書類によって、当該支出に係る支出を受けた者の住所を確認することとしてはどうか。

なお、確認できた場合は、政治資金監査報告書に記載不備があった旨の記載を要しないこととしてはどうか。

<登録政治資金監査人へのアンケートにおける意見（実務上の問題）>

- 会計帳簿のすべての支出に住所を記載することは、支出を受けた者の氏名、支出の目的等と比較して、領収書等との整合性の検証の必要性も乏しく、実務上多大な負担となっていること。
- 会計帳簿には住所の記載がないが、収支報告書及び領収書等に住所の記載があり、確認できる場合であれば、会計帳簿に住所が記載されていることの必要性が乏しいこと。

【改定案】 (具体的な新旧は別紙のとおり)

会計帳簿の住所に記載不備がある場合には、国会議員関係政治団体が保管する当該支出に係る領収書等の関係書類によって、当該支出に係る支出を受けた者の住所を確認することとする。

なお、確認できた場合は、政治資金監査報告書に記載不備があった旨の記載を要しない。

- 会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認する。
- 会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認する。
- 会計帳簿に記載不備がある場合は、その旨を指摘する。
- また、会計帳簿の支出を受けた者の住所に記載不備がある場合については、記載不備を指摘するとともに、政治資金監査において会計帳簿と記載事項を突合した当該支出に係る領収書等及び領収書等に係る請求書等に支出を受けた者の住所が記載されている場合は、当該書類によって、支出を受けた者の住所を確認すること。

なお、領収書等及び領収書等に係る請求書等により支出を受けた者の住所を確認した場合であっても、会計帳簿には必要記載事項を備えておくよう、改めて指摘すること。

- 会計帳簿に記載不備がある場合は、政治資金監査報告書にその旨記載する。

ただし、会計帳簿の住所に記載不備がある場合であっても、当該支出に係る領収書等及び領収書等に係る請求書等によって当該支出に係る支出を受けた者の住所を確認できた場合は、政治資金監査においては、会計帳簿に当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されたものと扱うこととし、記載不備があった旨の記載を要しない。

政治資金監査マニュアルの改定案の概要

1 政治資金監査の方法の変更

政治資金監査の基本的性格を踏まえつつ、登録政治資金監査人から寄せられた意見を基に、支出の状況の確認に活用できる書類を拡充

(1) 領収書等に対する政治資金監査

＜現行＞

領収書等の3事項（支出の目的、金額、年月日）が記載されていない場合は、国会議員関係政治団体が領収書等亡失等一覧表を作成



＜改定案＞

領収書等の3事項が記載されていない場合は、当該支出に関係して発行された請求書等の関係書類も活用※して、支出の状況をチェックすることも可能に

※ 会計責任者等から当該書面が示された場合

(2) 会計帳簿の記載事項に対する政治資金監査

＜現行＞

支出を受けた者の住所が会計帳簿に記載されていない場合は、政治資金監査報告書において記載不備を指摘



＜改定案＞

支出を受けた者の住所を、領収書や請求書等の関係書類を活用して確認することも可能に

2 政治資金監査に資する記載の充実

登録政治資金監査人や政治団体からよく寄せられた質疑・意見を踏まえ、政治資金監査マニュアルの記載をわかりやすく充実

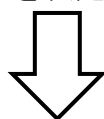
○これまで公表してきた「政治資金監査に関するQ & A」等の追加記載

○政治資金監査マニュアルの構成の見直し（政治資金監査実施要領との一体化）

3 今後のスケジュール（予定）

平成22年8月11日（水） 平成22年度第3回政治資金適正化委員会
→ 改定案を公表・パブリックコメントを開始

平成22年9月16日（木） 平成22年度第4回政治資金適正化委員会
→ 政治資金監査マニュアルの改定版を決定



登録政治資金監査人への周知を行い

平成22年分の収支報告書（解散分を除く）に対する政治資金監査から適用